

議事日程(第4号)

平成29年12月12日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(19名)

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 船越 洋一君	8番 淵上 清君
9番 黒田 昭雄君	10番 小田 昭人君
11番 山本 輝昭君	12番 波田 政和君
13番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
17番 作元 義文君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	糸瀬 美也君	次長	阿比留伊勢男君
課長補佐	梅野 浩二君	係長	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷 雅宣君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長	松井 惠夫君
しまづくり推進部長	阿比留勝也君
観光交流商工部長	俵 輝孝君
市民生活部長	根メ 英夫君
福祉保険部長	仁位 孝良君
健康づくり推進部長	福井 順一君
農林水産部長	西村 圭司君
建設部長	佐伯 廣教君
水道局長	大浦 展裕君
教育部長	須川 善美君
中対馬振興部長	平山 祝詞君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	神宮 喜仁君
峰行政サービスセンター所長	佐伯 正君
上県行政サービスセンター所長	多田 幸喜君
消防長	永留 弘和君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	小島 勝也君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（小川 廣康君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） おはようございます。

ちょっと喉の調子が悪くて、声が聞きづらいかと思えますけれども、御容赦をお願いしたいと思えます。冷え込んだせいで、私の声のほうも、かなり冷え込んでおりますので、ひとつお手やわらかにお願いしたいと思えます。

通告に従いまして、お尋ねをしたいと思えます。

まず第1点は、外国人による不動産の取引状況についてお伺いしたいと思えます。

これは、御承知のように、2008年、竹敷の海上自衛隊付近の土地が、外国資本によって買われたということで、その当時は大変な騒ぎになったことは、皆さん御承知のとおりであります。

その折に、市としましては、国境にある対馬の振興とあわせて、何か法制化しないといけないなという動きで、通称「防人の島新法」という名前で、国に対して要求をしまりました。幾多の変遷はあって、国会等でも論議され、全国ネットでも放映はされてきましたけれども、結果として現在の国境離島新法という形で推移して、今、動いているところであります。

この国境離島新法の中にも、市のほうとしては、今、雇用対策に大変取り組みをいただいているところがございますけれども、それ以外にもこの法については、排他的経済水域の問題とか、国防の問題とか、そういったものも明記をされているところであります。そういった観点から、本日は質問をさせていただきたいと思えます。

国会答弁において、安倍首相は、2013年と2016年に2回、安全保障上の問題で国境離島については、大変心配をされている発言をされております。特に土地の地主がいない土地——不在地主、それと空き家、それと外国人の方が取得されている土地、これについて大きな心配があるという話であります。市としまして、その後、どのような捉え方をされて、この外国人の方々が経営されているホテルを含めた施設、土地の所有、民家の借り上げ、こういったものを把握されているのか、お伺いをしたいと思えます。その実態調査はいかにあるかということで、御理解をいただきたいと思えます。

御承知のように、土地の取引を規制するということは、法律上、国際法、WTO上の問題がありまして、国籍が違って人に制約を与えることはいけないよという協定がございます。これにちなんでいけば、日本国も従って外国人に土地を売ってはいけないという規制はかけられないというのが、法務省の見解であります。多分そうだと思います。

ただし、これは、規制をかけるという観点の条文でありまして、調査をしたり届けをさせるということは、別に制約はなされていないと私は理解して質問をさせていただくわけですが、先に、第1点として、その土地の実態調査についてどのようにあるのかというのがまず1点。続きまして、規制をかけるという方法を一つ市のほうとして何かお考えになっているのかという点について、お尋ねをしたいと思えます。

私のほうとしまして考えているのは、景観法という法律がございます。この景観法によって、ある程度の実態は把握できるんじゃないかと考えているところです。景観法については、御承知のことと思いますので、内容は多くは触れませんけれども、対馬市景観条例なるものをつくられて、実態を的確に把握して行って、この安全保障上の問題等々について対応していけるような形をとるべきじゃないかと考えています。

御承知のように、今、朝鮮半島はいろいろな事情で大変危惧されている状況であります。国境離島である最前線のこの対馬は、その最たる島に、いざとなれば難民が寄せてくるんじゃないかという懸念もないわけではありません。

こういった配慮をしていくに当たっては、今、韓国の企業の方が、対馬のあちらこちらで大規模な宿泊ができるホテルを建設をされています。新聞報道によると、美津島の洲藻地区には、今、建設中という情報ですけれども、私が聞き及ぶところによりますと、約300名程度は宿泊できるんじゃないかという地域の人のお話です。

そういった施設が、ここに限らず竹敷にも1戸ありますし、問題になった竹敷のホテルの裏側に市営住宅があるわけですけれども、そこにも今、既に建って活動しております。ここの住民の人たちのお話を聞くと、安心して眠れないんだよねという話を聞くんですね。というのは、何といたしますか、気持ちよくなられて、玄関先に座られたり、家の中をのぞかれたりという事態がたびたびあると。こういうことがあるということは、市としては、市民の安全安心の確保の意味から、少し制約をかけてもいいんじゃないかという考えがありまして、先ほど言いました対馬市景観条例の中に、そういったものを経営する人たちとのコミュニティ協定という形で結ばれて、宿泊される方々についても、そういった注意を促していただくという取り決めを盛り込んでいかがかと思います。

それで、もう一点は、先ほど、清風会の方々からも御質問が、御指摘があってございました。例えば、お船江の土地の買収の問題とか、問題になりました南警察署の石垣の構築の問題、こういったものも最近はあるとあります。こういったものについても、先ほど言います景観条例の中で届け出制を設ければ、市としては、的確な対応が早期にできるんじゃないかという考えを私は持っております。

そこで、いろいろな景観条例の条文については、今後検討していく必要があるところでありまして、市の考え方として、景観条例とは、私が提案するだけで、市としては何かほかにもそういったもの、把握できるものを構築される考えがおありなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、そういったふうに外国人の方が多くみえるということは、もちろん宿泊施設、ショッピング、移動手段、いろいろな面で本市にもメリットは十分あっているわけですけれども、先ほど

言いましたように、大規模な宿泊施設があちこちにあるということと、そして民家を借られて、民泊か民宿か許可はわかりませんが、そういった経営をなされる方があちらこちら見られるという、そういう実態も把握する必要があるんじゃないかと考えております。

そういった宿泊施設とか免税店が増えまして、これは日本の経営ではなくて、外国の経営だというお話を伺っておりますけれども、そうやって外国資本がどんどん宿泊、ショッピング等に入ってくると、市内の経営をされている方々にも、少なからずとも影響が発生しているということではないかと私は推察しております。

国境離島新法ができて、私たちも、その船とか飛行機の運賃が安くなって、島以外に出ていろいろ楽しむ人たちが多く増えております。市長の報告にもありましたように、搭乗率が伸びましたという報告が先日ありました。搭乗率が伸びるということは、裏を返せば、逆にそれだけ島内以外で経済活動が生まれているということではないかという、反面そういった部分も考えられるので、そうすると、市内の経営をされている方々の経済の疲弊、経済のありようにも影響を及ぼしているんじゃないかと推察するところであります。

そういったところで、こういった外国人の方々のショッピングなり宿泊代の行動実態等をどのように把握をされているのか。また、これに伴って影響を受けている、そういった営業をされている方々へのブラッシュアップといいますか、そういったものについて、今後の市としての経済対策については、いかがお考えなのかをお伺いしたいと思います。

3点目ですけれども、そういったふうにして許可をとってあるか、とっていないか、私は詳細に調べることは不可能ですけれども、果たして外国の方が民宿なり民泊を経営されている段階で、民家を借られた場合、正常な手続がなされているのかなと思う節があります。

私もある数名の方から、韓国の方ですけれども、民泊を経営しているよというお話をいただいております。あなたはどのようにしているのと、パスポートが切れない程度で動いていますよというお話でした。確かにそれはそうなんですけれども。そこでお願いをしたいのは、住民基本台帳の正確な把握もさることながら、そういった方で、非居住者、非永住者、こういった方がおられるのも事実です。こういった方の把握をいかなされているのかをお伺いをしたいと思います。そういった点が、今、問題になっているので、あえてお尋ねをさせていただくところであります。

次に、有人国境離島法においては、法を活用した社会資本整備計画もできるんじゃないかと私は考えております。これは法の中に書かれているわけですけれども、例えば港湾であったり、漁港であったり、空港であったり、道路であったりということがあります。

これは、補助率の関係で、どちらが有利になるかということまでは承知していませんけれども、こういった社会資本整備計画——今、市が持っている整備計画は29年度で終わります。これは、法によって5年ごとにつくるように義務づけられております。30年以降の計画は、今、

策定中だと思うんですけども、いかようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、新聞報道のこれは記事を引用させていただきますけれども、10月29・30日に、ある新聞に、再び対馬の危険性を報道された新聞社がありました。この記事の中から引用させていただくわけですけども、韓国の観光業者——観光旅行者といいますか、そういった方のガイドさんが来られるわけですけども、報道の中身をそのまま言いますけれども、観光業者関係の話として、韓国人ガイドは、まず「対馬はもともと韓国領。いずれきっと韓国の国になりますよ」というまずくだりを説明された後、市内の案内をされるという、これはあくまでも報道ですので、こういった記事が掲載されておりました。少なからずとも該当するのかなという節もないわけではないんですけども、そういった観点が、まず1点と。

それと、今、博物館建設を進めようとしております。そうなってきますと、外国人からのお客さんが多くおみえになる。そして、博物館に限らず、対馬の史跡や文化に触れたいという方々が多く生まれるんじゃないかと思います。これは、ユネスコの記憶遺産に登録された朝鮮通信使行列の資料の指定について、なお一層、増えていくんじゃないかという懸念を持っております。そうすると、果たして外国人だけのガイドでいいのかという問題が発生するんじゃないかと考えております。

そうなるときには、外国人を専用とした観光案内ガイド等の養成をする施設、養成所、そういったものを今後対応していくべきじゃないかと私は考えているところであります。そうすることによって、市が進めておりますIターン・Uターンの方々、この島で仕事をやってみたいよという方々も、また出てくるんじゃないかということで、働く場を確保する一つの要因でもあるんじゃないかと思います。公の中にこれを設けるということはなかなか難しいので、市としてどういったものができるか、検討をお願いできればと考えているところでございます。

まだ、言いたいことは、いっぱいありますけれども、余り喉の調子がよくないので、ここら辺でかいつまんで、聞きたいことの要点だけを申し上げさせていただきましたので、後はよろしく、一問一答で尋ねていきたいと思っております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。

長郷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、対馬市における外国人による土地等の取得の実態については、平成20年度に県と協力して調査を行い、外国人らしき個人及び外国資本と思われる法人が取得している土地の推計は、合計で4万8,600平方メートルでございました。これは、対馬の面積の約0.0069%ということになっております。

さきの新聞報道を受けて実態調査を行ったところ、平成29年10月末現在で、約6万4,000平方メートル、総面積の約0.009%で、平成20年度と比較しますと、面積で約1万5,400平方メートル、約0.0021ポイントの増で、1.3倍というふうになっております。

経済的事情等により手放す方もありまして、個人情報保護等により実態の把握は難しい現状にあり、厳原市街地におきましても、韓国系の飲食店等も数件見受けられ、韓国系の民宿とともに、さらに増えることも予想されるところでございます。このような中、外国人による土地取得の規制は、現行法では難しいというふうに考えております。また、市が買収することに対しては、財源の確保が非常に困難であり、加えて利用目的がない土地の取得に対する住民の理解は得られないと判断しております。

しかしながら、領土保全や防衛のために必要な基地用地や隣接地、日本人の心のよりどころであります寺社・仏閣等と一体として良好な景観を形成している周辺の土地、今後、保全する必要がある主要な景勝地等を形成している土地、水源涵養林の確保など、特に重要な土地については確保していくことが必要と考えております。

国においても、国境に近い離島のある所有者の不明の土地や外国人名義の土地について、放置すれば、安全保障上の懸念になりかねないとして、来年度に有識者会議を設置し、法整備の必要性について協議が進められる見通しでありますので、注視してまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客が利用されている宿泊施設、ショッピングの動向について、お答えいたします。

宿泊施設の利用状況につきましては、旅館、ホテル、民宿、ペンション、民泊、キャンプ施設等、さまざまな形での宿泊施設がございますが、外国人観光客の利用が多いのは、比較的安価で宿泊できる施設で、団体旅行の方々の利用が多くなっているようでございます。個人旅行の方々では、必ずしも安い施設に泊まる傾向だけではなく、宿泊単価の高い施設の利用もあっております。

立地条件といたしましては、厳原港や比田勝港に近い場所に立地する施設の利用が多いのはもちろんですが、例えば、釣り客などは、浅茅湾に近い民宿やペンション等の利用が多いというふうに、旅行目的に応じて施設の形態や立地条件、料金設定を選択している傾向も出てきております。

なお、宿泊施設の実態といたしましては、現在、島内に約100施設、3,000人収容の人員で、そのうち韓国資本による施設は、市で行った調査で、代表者が韓国人であろうと推測できるものをカウントしますと、約15施設でございます。

一方、ショッピング先につきましては、免税店、スーパー、ドラッグストア等を利用される

方々が多く、韓国の方々が対馬を訪れるようになった当初は、電化製品等を購入する方々が、貸切バスで乗り込んで購入するという形態をよく見かけておりましたが、最近では、菓子、食品、酒等を購入され、友人等にお土産として買って行かれる方が多くなっているようです。また、以前からよく購入されるものとしては、化粧品や医薬品は、相変わらずの人気商品となっているようでございます。

次に、3点目の住民基本台帳につきましては、市民課及び各行政サービスセンターの窓口において、国籍にかかわらず、各関係部署の連携により日々適正な業務に取り組んでいるところであります。

外国籍の転入出等に関しましては、中長期在留者へは在留カード等により、入国管理局との連携により適切な事務処理を行っております。しかしながら、観光などの短期滞在者、要するに非居住者でございますけれども、これに関しましては、市が調査することは困難な状況であります。今後、他の公的機関等の協力を得ながら、市内人口の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の有人国境離島法の活用による施設整備の促進についてでございますが、対馬市の港湾、道路等の整備につきましては、平成25年度から5カ年の対馬市社会資本総合整備計画に基づき、事業内容等の変更を年度更新しながら事業実施を行っているところでございます。

議員の御質問であります有人国境離島法を活用した事業についてでございますけれども、現計画の事業は、どの事業も対馬市にとりまして重要な事業であり、また、有人国境離島法の趣旨に合致している事業でもあると考えております。

現段階では、有人国境離島法における社会資本整備等への財源措置はないため、現行の各種補助制度への要望をしながら対応しているところであり、市の財政状況を考えると、十分な整備が実施できていない状況であります。

今後は、有人国境離島法における社会資本整備に向けた財源措置を国等へ要望しながら、より多くの社会資本整備が可能となるよう、新法における法的な財源措置の創設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、対馬市社会資本総合整備計画につきましては、本年度が計画の最終年度でありますので、平成30年度から5カ年の整備計画を策定することとしており、有人国境離島法に基づく国土保全に向けた各種整備につきましては、国の予算獲得状況、市の財源等を考慮しながら整備計画に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、外国人等に対する専門ガイドの養成についてでございます。

現在、対馬市では、観光物産協会の中に、ガイドの育成や手配業務を担っていただく対馬観光ガイドの会「やんこも」を設置し、自然や歴史、景勝地などの観光案内業務をさせていただいております。

しかしながら、御質問の外国人に対する専門ガイドにつきましても、育成ができていないのが現状でございます。現在、対馬に来ていただいている韓国人団体客におきましても、旅行会社と契約をしている添乗員、あるいは専門ガイドが案内業務を行っております。

ガイドさんの中には、対馬の観光地や歴史背景に疎く、誤った情報を伝えたりされる方もおられると聞いております。対馬市及び対馬市国際交流協会、対馬観光物産協会では、ガイドさんの認識の違いにより、誤った情報説明がされることを防ぐため、添乗員やガイドを対象とした研修会を開催しているところでございます。

国内客や外国人の観光客に対するガイドの育成は急務でございますが、ガイドを生業とするシステムの構築が厳しく、島内人材の不足等も相まって育成が厳しい環境でございます。

そのような中、平成29年度から、エコツーリズムプランナー事業に従事していただく島おこし協働隊を採用し、ガイドの養成、管理、観光メニューの開発、観光客の満足度向上に向けた取り組み、ガイドの自立できる仕組みづくりを行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

最初の1点目から少しずつ片づけていきたいと思いますけれども、確かに実態把握というのは困難なものがあるかと思えますけれども、これについては、しっかり把握していかないと、これは私だけが思うことなのかどうかわかりませんが、外国人資本が、知らないうちに重要な港ないし重要な港付近の山林等々が動いてしまった後でという話がよくある話なんですけれども、こういった話がないように、ぜひ努力をしていただきたい。

そういうことで、実態調査とかについては、一つこれは提案なんですけど、山林については森林法がありますよね。市は森づくり条例で届け出の義務をつけていますよね。実態としてこれ条文ができてからで結構です。市の森づくり条例ができてからで結構ですけれども、あったかどうかだけでお答えください。これ部長でも結構です。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 御指摘の対馬市森づくり条例は、平成23年度に策定されましたけれども、その実態につきましては、ちょっと担当部長のほうに答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、西村圭司君。

○農林水産部長（西村 圭司君） すみません。ちょっと資料を、今回は持ち合わせておりません。すみません。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） また、よろしく願いしておきます。

次の、今度は固定資産のほうなんだけど、最近、今、洲藻に建っている施設があるんですけどね、もう御承知だと思いますけれども、これは、聞くところによると、建築されている方は美津島市内の業者の方ということなんだけど、最近をよく聞く言葉が、材料とか技術者とかいろいろ向こうから、かなりこちらに連れてこられて、安価で仕事を受けざるを得ないという状況にあるというお話がありました。

これはこれとして調べる余地がないんで、これについて問題はないんですけども、ただ、言うように建築基準法、消防法、ありますよね。うわさどおり300人程度を収容できるとなれば、もちろん引っかかっているわけですけども、こちら辺とのコンタクトを市のほうとしてなされているのかどうか。

言えば、振興局の建築指針あたりと、消防は市の消防ですけども、消防施設上の設備点検に行かれるわけでしょうから、その折の連絡調整とか。もう一点は、固定資産上の家屋評価とか土地の評価、地目変更は当然発生しますよね。こちら辺の実態について現状を報告いただきたいと。それぞれの部長さんで結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） すみません。私のほうは、ちょっと把握しておりませんので、担当部長のほうにお答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） 建築関係につきましては、建築確認のほうが一応市のほうに来まして、それから、うちを通しまして県のほうに提出している状況でございます。

○議長（小川 廣康君） 消防長、永留弘和君。

○消防長（永留 弘和君） 消防関係としましては、消防同意が提出された時点で、提出されている図面と法令等が整合性がとれているかどうか。もし不足があれば、その時点で指導して再提出を求めているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、根メ英夫君。

○市民生活部長（根メ 英夫君） 固定資産税の異動につきましては、法務局のほうから定期的に報告がまいりますので、それによって台帳のほうをやりかえていくというふうな方法をとってございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

それでは、建築のほうは、市を通していくということであれば、市のほうでその位置、面積は把握できているという理解でよろしいんですかね。固定資産税のほうも、法務局からの登記があ

った時点でというお話ですよね。必ずしも登記があっているという保証はないですよね。

これは、あんまり触れたくない部分なんだけど、市の固定資産は、全部法務局の登記簿によって処理されていますよね。実態調査はかけていないですよね、今のお話だと。私が言いたいのは、情報があった場合は、登記がなくても実態調査に行くべきじゃないかなって考えはあります。少なくとも私がそこに座らせてもらっているときは、そういったことを担当のほうに言っていたということがありますし、ほかの部署からの情報をいただくという提案もしてきたところです。現実はどうか知りませんが、そういったその法務局だけによるということであれば、これは外国人だけじゃないですよ。日本人の場合もあるわけですから、必ずしも皆さんが登記をされるということじゃなくて、そういう実態があった場合は把握できているかということをもう一度お願いできますか。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、根メ英夫君。

○市民生活部長（根メ 英夫君） 登記がなされていないものにつきましては、今、議員さんがおっしゃったように、職員のほうで現地に出向いて調査をしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 今後ともよろしく、そこら辺は的確に把握をしていただきたいと思えます。

それで、消防のほうのその検査というか、消防法に基づく。これは、あくまでも提出がないといけないということの理解を今したんですけれども、消防長の説明では、提出があったときに現地に赴くという説明だったんだけど、提出が実態があるのに提出がない。でも査察は行けますよね。そこら辺を正確にお願いします。

○議長（小川 廣康君） 消防長、永留弘和君。

○消防長（永留 弘和君） 事務の流れとしましては、まず建設が始まる前に消防同意を求められます。その時点で、現在の消防法令と提出される図面上が法令に適合しているかどうかの精査をして、同意をまず提出します。その後、建設が始まりまして、消防関係の設備が設置されている状況については、設置届というのがまた再度提出があります。その時点で現地に赴いて検査をします。それで図面どおりに設置されているかどうか。それを検査した後に、完成検査済証というふうなことで提出をするという状況でございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

事前に届け出があるということであれば、事前把握ができるということですので、今、お尋ねした3点について、ここら辺は振興局のほうも関係する部分があるので、よく連携をしていただ

いて、的確なその把握をしていただいて、市民の安全と安心を確保していただきたいと、ここはお願いをしたいと思います。

そういうことから進んでいくと、先ほど提案させていただきました景観法の件なんですけれども、ここら辺を、さっきのものと重複いたしますけれども、こういった対馬景観条例をつくれば、そういった届け出を義務づけることは可能だと私は考えておりますけれども、そういったものをつくられて、的確に把握をしていこうというお考えがあるか否かをお尋ねします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 景観法の件でございますけれども、その前に、先ほどお話がありました例の対馬市森づくり条例のほうも、これは国の森林法では、届け出が購入後の届け出義務になっておりますけれども、対馬市の森づくり条例におきましては、今、議員がおっしゃられるようなことに対応するために、事前の届け出を義務づける条例となっております。

そういう関係もありまして、今現在いろいろと検討をされておりますこの景観法につきましても、そのことは含めて検討をしていただきたい。そしてまたできる限り盛り込んでいただきたいというふうに考えてはおります。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 確かに景観法は、今のことは、ちょっとニュアンス的に私の捉え方が悪かったのかな。景観条例をつくる用意はあるという理解でよろしいですか。それとも第三者に検討させているという状況でよろしいんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 景観条例のほうにつきましては、現在、委員会のほうで今検討を進められているところでございます。（発言する者あり）はい。（「どの委員会」と呼ぶ者あり）いやいや、こちらのほうの検討委員会です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 市の検討委員会ですね。委員会って言われて、どこの委員会ってちょっと理解に苦しみました。市のほうでは、つくる用意があって、今検討中ということではいいんですか。はい。

そこら辺で、今、危惧される部分はしっかり盛り込んでいただければなど。できればもう早期に、できれば来年の3月の定例会には上げるべきじゃないかなと、タイミング的には、これについては危惧される部分が、多々これはあくまでうわさですから論じはしませんけれども、そういった部分がありますので、早期な成立をお願いしたいと思います。

次に、社会資本整備計画ですけれども、29年度で終わるのは重々知っておりますが、30年度以降の計画を今整備中という理解でよろしかったんですね。

確かに、有人国境離島法の中には予算的なものが、裏づけがどうか私もよくわかりませんが、一応法律の条文第7条には、自治体は、そういったものについて対応していきますよと条文にもありますので、これは今後、離島活性化特別委員会とも歩調を合わせながら、予算獲得に向かって早期な社会資本整備ができるようにひとつお願いしたいと思います。

これは、蛇足だけど、29年度の社会資本整備計画の中で、大綱佐保線が載っていたんだけど、チェックするところによると、この路線だけが着工できていないんですね。ほかの路線、ほかの施設は、全て着工ないし完成という形になっているようですが、建設部長で結構ですけども、参考のために教えてください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大綱佐保線ですかね、あれは、田のところでございますか。ちょっと私もそこは把握しておりません。ちょっと申しわけございません。担当部長のほうにちょっと答えさせたいと思います。

○議長（小川 廣康君） わかりますか。質問の意味が。建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） 社会資本整備計画の中に、一応欄としては上がっていますけれども、予定年度は上がっておりませんので、これは、ちょっと確認したいと思います。すみません。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） どういうわけか、チェックさせてもらいましたけれども、その路線だけが話が進んでいないと。できれば、次期計画に盛り込んでいただければと。これはお願いをしておきます。その件はそれで終わります。

次に、観光ガイドの件なんですけど、確かに市長が答弁されたように、そういった実態があることは十分承知はしております。私は、それ以外にそういった養成施設、養成所なり教室なり、これは職業として生業になるようにひとつ検討していただきたいという要望なんですよ。

ちゅうのは、有人国境離島法の第15条の2に職業訓練ということがありますよね。これは、こういったそのガイド等の事業をする団体が行おうとする場合は、自治体はその方向に向かって一緒に進んでくださいよという条文なんですよね。観光物産協会の中の「やんこも」でも結構です。しかし、「やんこも」は、あくまでも国内を対象として今されている実態でしょうから、私が要求したいのは、外国人を対象としたものを今後養成していけないかなど。なぜかというのは、なかなか対馬の中で語学が堪能な人はゼロじゃないと私は考えているわけです。

それで、対馬高校に国際交流科、ここで勉強されている学生たちもおられますよね。市の職員の中にも、市が派遣して韓国のほうの大学に研修に行かせた職員も何名かいますよね。これは人事権ですから、私はとやかくは言いませんけれども、そういった語学ができる人たちの配置の問題が一つあるんじゃないかと私は考えております。

例えば、この前、三根でありました里帰り展、ここには職員が配置されていましたが、これは音声ガイドなんですよ、説明が。観光客の方が来て音声ガイドで果たして満足ができるかなと。自分がどこかの博物館を見に行ったときに、音声ガイドだけで、じっと立って時間を費やしていくかなと。そういう視点に立っていけば、これは生の声で説明をしていただいたほうが、より興味を持っていただけるんじゃないかなと。そういう施設が対馬市に、博物館、歴史資料館等々を含めて充実されているよということであれば、これは国内にかかわらず外国からのお客さんも多数みえるんじゃないかなという気がしているわけです。ですから、これについては、早急な対応というのは難しいかと思いますが、ぜひ検討をしていただきたいと。

これは、雇用機会均等の拡大の中にも一つ含まれる案件なんですよ。それぞれ点で考えずに面で捉えていただければ、そういった発想が生まれてくるんじゃないかなという私の考え方です。ぜひここについては、対応を検討していただきたいなと思います。

それで、これは、もう一つ提供ですけども、電通の資料によりますということを前置きしますけれども、これによってUターンとかIターンの方が、なぜそこに行くかという調査が、九州管内のやつが結果が報道っております。

この約9割の方は、自分が今まで培ってきた経験が生かせる場所なのかどうかというのが決め手だそうですよ。Iターン、対馬に行きたい。家に帰って対馬のために何かやりたいという思いの方は、それぞれの生活事情で持っているんだけど、そこの中のほとんどが挫折される部分は、本当に自分のやりたい、自分の持っている技術・能力を生かせる場所が果たしてその地域にあるかどうか。これがポイントだそうです。

これは、アンケートというか電通さんが調べた数字ですから、あくまでも参考までということですけども、それは9割を占めるそうですよ。そこら辺は、精査されて、ぜひこのガイド養成——施設というのはちょっと言葉が適当じゃないと思うんですけども、学校、養成所、廃校を利用すれば施設はあるわけですから、そういった機関、それでそういったことができる講師の方々を招き入れると。それがために、I・Uターンのための住宅を提供されるのも全然問題はないんじゃないかと私は考えているところですが、もう一度、市長の考え方をお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） このことにつきましては、まず市のほうといたしましては、島おこし協働隊を最大限に活用してまいりたいというふうに考えまして、現在、その活動を支援しているところでございます。

そしてまた、この外国人の国際交流員のほうからも、まずその市民の方々に外国語の関係を広く広めようということでの教室もやっております。そういったところから、徐々にこの外国人観

光客のガイドの関係に進めてまいりたいというふうには考えております。

そしてまた、先ほど議員のほうからもありましたように、もしそういった指導をしてくださるUターン・Iターンの方がいらっしゃれば、移住対策にもつながることですので、今回の議案のほうにも盛り込ませていただいております移住者住宅関係につきましても、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

確かに協働隊の方は、語学の堪能の方がおみえなんでしょうけれども、私がもう一つ突っ込んで言いたいのは、歴史とか文化、特に歴史ですね。本市の場合は歴史、史跡、いっぱい材料として持っているんだけど、なかなか生きていないのが現状ですから、言葉が壁ということをまず払拭していただいた後は、そういった知識を持っている人たちと融合して、もっと発信をしていけるように、ひとつ御努力をいただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） これで、長郷泰二君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩します。再開は11時5分からとします。

午前10時51分休憩

午前11時04分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 未来研究会の大浦でございます。ただいまから市政一般について質問を行います。

まず1点目でございますが、博物館建設に伴い、従来、大型観光バスの乗降場所として、旧厳原幼稚園の跡地が利用されておりましたが、9月15日以降、使用ができないという方針を関係者に通達したことを聞き及んでおります。それで、その後の展開がどのようになっているのか。これについて詳細を報告していただきたいと思っております。

2点目でございますが、ふれあい処つしまの運営状況について、28年度の店舗、食堂等の売り上げ、それと入場者、入館者の総数について、お尋ねをいたします。

最後に、対馬観光振興計画（5カ年）の樹立についての計画の策定等について、これまでの取り組んだ経緯、期間、コンサルタント、コンサル名、委託料等の詳細について、お尋ねをいたし

ます。この計画について、特に市が重点的なことを上げている内容があれば、一つ市長のほうからその見解について方針を求めたいと思います。

簡単ですが、時間がございませんので、私の質問はできるだけ短くいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大浦議員の質問にお答えいたします。

初めに、博物館建設に伴う大型観光バス駐車場の一時対応についてでございますけれども、旧巖原幼稚園の跡地は、史跡・金石城跡の一部となり、国指定史跡で、観光バスの乗降に関しましては、平成26年6月に文化庁より許可をいただき、平成29年9月15日まで、バス事業者8社に御利用をいただいていたところでございます。

観光バス乗降場の許可当初より、観光バスの各事業者に対して利用目的を遵守していただくこと、博物館建設事業開始時は許可の取消しを実施すること、また観光バス事業者の組織化をお願いしていたものでございます。

市といたしましても、個別事業者としての対応ではなく、組織化された事業者として、公共用地の利用を図りたいと考えておりまして、現時点では、観光バス事業者の企業努力で乗降場の確保がなされているものと考察しております。

市の公共用地で史跡指定地である旧巖原幼稚園跡地につきましては、博物館建設工事期間は、工事用作業ヤードとして利用いたします。博物館建設事業完了後には、第二期史跡等保存活用計画の中において、保存整備委員会に対し、観光客の利便性を図る目的で、来館者用のバス等の乗降可能な多目的広場としての整備を要請しております。

次に、平成28年度のふれあい処つしまの運営状況についてでございますが、飲食を提供しております体験憩いの間につきましては、客数が1万10人、売上額964万419円でございます。特産品の間につきましては、客数1万2,645人、売上額2,926万5,112円でございます。体験憩いの間と特産品の間売り上げ合計といたしましては、3,890万5,531円で、売り上げ目標の4,143万2,000円を約250万円ほど下回っているところでございまして、約94%といったようなところでございます。

また、案内所窓口への来訪者につきましては、日本人客が4,400人、韓国人客が5,633人、その他の外国人が1,363人の合計1万1,396人となっており、平成27年度と比較しましても、125%の増となっております。

次に、3点目の観光振興推進計画の質問についてでございますけれども、観光振興推進計画は、観光客の増加や観光消費額の拡大を目標に、取り組み方針や具体的な施策等を示すもので、前回の計画が平成27年度に終了することから、平成28年度から平成32年度までの5年間の行動

計画として策定をしたものでございます。

策定作業は、平成27年10月募集を開始し、11月に4社の参加を得てプロポーザル形式で審査会を開催し、株式会社MSCリサーチ様に決定いたしました。

平成27年12月に486万円で委託契約を締結し、策定には、島内観光事業者や交通事業者を初めとする関係者20名で構成する策定会議で意見を出していただいた事項を整理し、平成28年3月に基本的な計画書の納品をいただき、その後、策定委員や市民の皆様からのパブリックコメントをいただき、策定を完了したところでございます。

策定した計画目標といたしましては、理念を「対馬らしさを活かした力強い観光産業を育み、対馬の明るい未来を創造する」とし、テーマを「対馬型観光まちづくり産業ワン、ツー、スリー、フォーUP!!」として、具体的には、5年後の目標数値といたしまして、1人当たりの観光消費額を10%アップ、宿泊客数を20%アップ、日本人観光客実数を30%アップ、インバウンド客実数を40%アップすることとしております。

深刻な人口減少に見舞われている対馬市にとりまして、産業の振興と雇用の場の創出が必須で、観光を基幹産業の一つとして成長させ、経済波及効果の拡大や観光に係る新たな産業の創出、地域の活性化に取り組んでいこうとするものでございます。

そのためには、国内客を含む観光客数の増大、満足度の向上、観光ニーズに合った体制の整備、消費額の拡大等、多岐にわたる取り組みが必要でございます。特に今回の計画では、上対馬、浅茅湾、厳原を面的な拠点ゾーンとして設定し、舟志、佐護、木坂、小茂田、豆駝を観光エリアとして設定し、各エリアの特徴を楽しめるよう取り組んでいくこととしております。

特に重点的に進めたいのは、対馬全島の魅力を満喫できるサイクリングロードの整備、尾根づたいに歩けるトレッキングコースの整備に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 1番目の乗降バスの大型バスの乗降問題、ここに少し時間を私は触れたいと思います。

10月12日に、総務文教常任委員会の中で、その今までの経緯が説明されました。7月20日の入札が不調に終わったということ。それと12月5日をもって第2回目の新たな対応を行うために、その工事が着工が大幅に遅れるという中で、このようなことがあったというふうなことでございます。

そこで、私ちょっとお聞きしたいことがございます。先ほどの話でありますように、9月15日まで、旧厳原跡の用地をバスの乗降利用として許可をもらっておったが、それ以降につい

ては許可がないというふうなことです。

ただ、工事そのものは12月15日に定例会が最終日になり、そこで承認された段階で、初めて着工が行動があるわけですが、この9月15日から、極端に言えば、この12月いっぱい、この空間は非常にさまざまな意見や批評があっております。ここらを少し私は話として市長に聞いていただきたい、このような思いでございます。

9月の15日以降については、全く利用することが絶対だめであったのかという素朴な質問ですが、その辺から3カ月半に及ぶ間は、この空間の場所が全くバス自体もとめられない、あるいは乗り降りできないということが、その緊急な対応として文化庁の許可等をとろうとすることができなかったか。このことを単純に市長といいますより、担当部長でも結構ですが、その辺をお互いの目線で、やはり何といいますか、話し合いをしてみたいとさように思いますが。

まず、その第1点は、3カ月半あいた駐車場が、全く何もしないでそれを利用しようとするのが、なぜできなかったか。まずその点をひとつ御回答をお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 議員のおっしゃられることは、私自身もよく理解できるところでございます。そういう中で、確かに入札の不調によりまして、当初9月15日で切るということになっておりましたけれども、これがなぜ延長といいますか、バスの乗降が延長できなかったということになったのかということでございますが、私のほうが聞いておりますのは、要は、文化庁の許可が9月15日までとなっておりましたので、これを延長するには、またかなりの申請期間が要するというものでありまして、その申請期間で許可が出るまでの間には、またその許可の取り消しをしなければならないというようなことで、混乱を招くというようなことでありました。

また、詳しいことにつきましては、担当の部長のほうから答えさせます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） 議員御指摘のとおり、第1回目の入札に関しては、私たちのほうとしては、不調に終わるというふうな認識は持っていなくて、9月15日までということで、従来からの文化庁の許可で進めておりました。その8月中には、バス事業者等にもその旨、説明をいたしております。

入札の不調ということになりまして、その後、協議はいたしましたけれども、先ほど市長が申しましたとおり、改めて文化庁のほうに許可になるということに——継続的な許可ではなくて改めてなるということなので、それに関しては、県のほう、それから文化庁のほう、許可申請をしてもすぐ許可がおりるというふうなことは、到底できないので、申請等は行っていないということが実態であります。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今の説明で、手続に時間がかかって、許可がおりたところにまた解除というふうな時間的な差を考えれば、できなかったというふうな回答で、それはそうでしょうかというふうなことしか私も言えんわけですが、その中で、あくまでも9月から工事が着工するというので、現在、建設予定地であります場所は、旧、その何と申しますか、ちょっと度忘れしましたけれども、要は職員の駐車場にここがなっていたと。そしてこれが着工すれば、中島水産の南方面に位置する砂利の整備をされて、それで駐車枠をトラロープで整備されているのは、私も確認しておりますが、ここに職員の駐車場が確保され、本来であれば、9月からそこに職員は駐車をするべきであったというふうなことで、この韓国の観光客に対する大型バスのことが、巖原幼稚園、そして建設現場の職員駐車場は、9月から久田道の方向になる。

なぜ大型バスだけ、それを進入禁止にして職員駐車場はそのまま使われるか。ここに、これに携わるドライバー、バスのドライバー、あるいは関係者の意見が、非常に何と申しますか、鬱憤と申しますかね、非常に理解をできないところであるという言い方が強くありますが、その職員駐車場が9月から以降、使用をできなかったんじゃないかと。これはいかがですか。先ほど9月15日までの設定が引っかかってくるんじゃないでしょうか。

ちょっと終わったことですが、そのところを非常に指摘する方がかなりおりました。私は、そのことはよう知らんやっただんですけどもね。そういうふうなことを指摘する方がおりましたが、その点の9月15日の判断、文化庁の。これについて、どんな見解を持っているか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、議員さんがおっしゃられますその職員駐車場とこのバスの乗降場につきましては、場所が全く違うということが、まず第1点でございます。

この職員駐車場のほうにつきましては、以前から、旧ビジターセンターが建設されておりました土地でございます、ここについては、その文化庁の許可が必要ではないという観点から、これまで職員駐車場としては、利用できる間は利用をしてきたというところでございます。

一方、先ほどから話がありますこのバスの乗降場につきましては、これは文化庁の許可が9月15日までの許可となっていたというようなことで、一旦9月15日で利用を切ったということになった次第であります。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） そういう回答で、そうなれば、そういうことになりますが、ビジターセンターの跡というのは、史跡の跡とは違うんですか。そして文化庁の許可については、全くかわりがないという解釈でいいんですかね。そういうことですかね、最終的に。そのところは、皆さんが誤解をする、せんのありますから、きょうはいい機会だと思えますから、断言

されるなら、される、これは大事なことだと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、もう一回。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） そこですね。私よりも詳しい担当部長のほうが、詳しく知っておりますので、担当部長のほうに答えさせます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） これは、文化財のほうの担当になるとは思いますけれども、指定は、今の石垣より少し上側というか、そこまでで、今の駐車場、この施設については、指定区域外でありますので、そういう規制等は受けておりません。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今の2件については、そういう説明で、私はこの場で理解をいたしました。

次に進みたいと思います。

先ほど、元の場所ができなくなったがどうするかについては、バスの組合等が、話し合いの中で一本化して、市との協議展開を求めるような話を、当初あったらしいですね。

それで、現在、今、全くないという中で、現在の乗り降りは、私が見たり聞いたりした場所は、ダイケーさんの回転寿司の海岸側ですね。そこにバスが集中しておられます。そこと、港に船が入れば、厳原港にジェットホイールが、そしたらその駐車場に大型バスの乗降、駐車というのは確保されているということで聞いておりますが、比田勝方面等から行って、厳原市街に入る観光バスのいわゆる乗降は、その1カ所でしかやっておらんかというふうなことを私は思ったんですが、実は、一部免税店の新しくできた西銀の駐車場跡も一部利用しているという話を聞いておりますが、ただし、市に申し上げたいのは、協議がなされずに、今までの3カ月半を何もなしでいったのかということをちょっと確認をとってみたいんですよ。

というのが、やはり市の先導で、厳原幼稚園の跡地を一つそういう場所にしようという、これは一つのまちづくりの中で、大きな観光客が入ってくる対策として、当然そういうふうなことを誘導することは、市の私は義務だと思っております。そして、事情によって出てくださいと、これも仕方ありません。しかし、今後について、話し合いがいまだにないということは、私は、市側の姿勢に非常に積極性を欠いているというふうに指摘をしますが、それはどのようなことか、ちょっとそこらの実態をお話をしてください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） この幼稚園跡地の代替地という件でございますけれども、当初は、厳原港の市の単独用地の埋め立て地のほうを計画をいたしておりました。ただし、これは久田道のほうになりますので、そしてまた反対車線になりまして、そこで降りられたお客さんは、横断歩道

もないところを渡らなければならないというようなことで大変危険な状況になりますので、できればもう少し近くでそのような乗降をする土地がないかということで検討を進めたところ、現在、県有地がありますけれども、ダイケーの近くのほうにですね。そのところで、その乗降ができないかということを今現在、県の振興局のほうと協議を進めているところでございます。

その過程につきましては、担当部長のほうで答えます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） 先ほどのちょっと繰り返しになるかもしれませんが、この9月15日までで、この利用ができなくなるという時点の前に、バス事業者さんに集まっていたいて、先ほど市長が申されました西の浜、久田の信号を渡ってすぐ左側のところですけども、そこをということで協議をいたしました。

そのときに県のほうにも許可を、目的外の許可をということで協議をしたんですけども、若干難しいというふうな最初は答弁でした。それから市長のほうで振興局のほうと協議をしていたいて、市のほうにですね、バス事業者ではなくて市のほうに、目的外使用で許可を出せるということで、改めて返事が来たところでございます。

その利用につきましては、バス事業者さんのほうには、当時から話していますように、個々の個人ごとのバス事業ごとの対応についてはなかなか難しいので、組合といいますか、バス事業所組合的なものをつくっていただいて、その上で、市がそこところに貸し出しをするというような方針で進めておりますけれども、なかなかそのバス事業者さんのほうで、組織化ができていないというのが、現状というふうに私は認識をいたしております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、市長、大切な話になるんですけども、その博物館の建設完了が3年かかるというふうに総務委員会のお話で聞いておりました。そうしますと、3年間、今のことが続くんですよ。ですから、これは3年後は、きのうからの説明で少しは安心しております。ですから、この3年間、着工からの3年間完成、これは特別の対応をしないと、私は用地が、巖原町には少ないじゃないですか。ね。

その中で、こう二つに分けて考えにやいかんじゃなかろうかと。まずは、お客さんを降ろす、乗る、これは、あくまでも中心部の中で検討が何かとなさらにやいかんだろうと。しかし、降ろした後の待機は、かなり郊外でもしょうがありませんが、例えば、先ほど言いました久田道の市有地の背後地ですね。あそこで集団的な確保で待つとか、これは私はいいと思うんですが、ただし乗り降りの場所は、ある程度中心部でないと。その理由は、お年寄りが長い距離を今400メートル以上歩いていると思います。そして雨のときやら、その生理現象でトイレもそのしたくなる場所がないという意味をガイドさんあたりが言っていますよ。

そうしますと、ある程度、市内の中でそういう場所がなかろうかという検討をすることも、私は大切な取り組みだと思うんです。ただし、それは3年間をクリアすればいいわけで、きょうは全てのことを語るんじゃないでなくて、市のほうに検討してほしいことを後で述べたいと思うんですが、その辺はわかってほしいと思うんです。

ですから、今、言いますように、駐車して待機する場所と乗降する場所との差は、もちろん同じであっちゃいけないわけで、もちろん足りません。足らないが、少ない場所で素早く乗り降りができるシステムを仕組みをつくらないと、混乱してこれまた大ごとになります。

ここらあたりは話し合いだと思いますが、バスの業者が、今まで一本化の問題もございましたけれども、これはひとつ担当部長、今からまだ間に合いますので、話し合いのことを、来ていただいて、出向くなりして膝を交えて協議をするべきだと思います。そういうふうな整理の仕方が一点あるんじゃないかなと思うんですが、市長はいかが思われますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに議員さんがおっしゃられることも、私自身もよく理解できます。そういうことで、例えば、今、巖原のふれあい処の前の派出所のところですね。あそこのところにちょっと駐車帯がありますので、そこに乗降場として一時停車することはできないかといったことを検討をさせましたけれども、バスの長さの関係で、ちょっとそこにはおさまりきらないというようなことでございましたので、そこはちょっともう無理なのかなというふうに考えているところでございます。

そういうことで、今現在、県のほうにお願いもいたしました。ただ、まだ最終的な許可はおりていませんけれども、いろいろな条件等をクリアして、若干遠くはなりますけれども、ダイケーの、その店の横のほうを何とかして利用していただければなというふうに考えております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） その長く歩く雨の日、年寄りが辛い目に遭うとかいうふうなことの中で、対馬の観光に対するその評価が非常に下がっております。そのことを私自身もガイドさんから直接聞きました。それはその旅行会社のほうが、そういうことをほのめかしたんでしょうけれども、もう申し上げにくいような話です。最終的に、この島に来るよりは、よその島を今後考えたいというふうな話でございました。そして、バス会社の責任者の方は、そのことを聞いたことがあるかいうたら、聞いているというふうなことですね。

私ね、このことについては、巖原市内の問題だけではございません。対馬全体にかかわる問題でございますから、この駐車スペースがないばかりに、全て悪くするわけにはいきませんから、思い切った対応をせにやならんということで、ちょっとメモだけでいいんですが、聞いてほしいんですけれど、そのスペースの問題ですが、例えば今、ふれあい広場のロータリーで、対馬交通

様の路線バスの出発、それから到着、これがかなりの本数ですよ。

見ましたところね、ちょっと待ってください。到着が49、出発が52、そしてタクシーが到着が4、出発が4というふうなことで、ダイヤといいますか、その組み込みが多いです。しかし、そんなに大きくそこから乗るということではございませんでした。というのが、ティアラの停留所、ここでも乗るということで、わずか100メートルの距離もあるかないかですから、ここについて調整を私はつけることが可能ではないかというふうな思いでございます。

というのが、ふれあい広場が建つ前は、ティアラの前が、いわゆる上に上るほうのおりる場所、そして巖原交番、警察の前が上の方面から下ってくる最終的なその市内降り場所、ここがあったわけですよ。そしてふれあい広場ができた——広場じゃなくて、ふれあい処ができたばかりに、そういう方針を変えたんですが、私は、この3年間の間のみ、その検討が元に戻すことを十分対馬交通様と話をされて、そして3年後については、元に戻すことができないか。それは、私はベストの考えだと思っております。ここで全体をカバーすることはまず考えちゃいかんと思います。

例えば、全体の3分の1あるいは4分の1を使っても、ほかに適当な場所を探すべきであると思いますが、ちょっとメモしてほしいんですが、天道茂の商工会が管理されている駐車場、これは市営、市の駐車場で、大型が7台ぐらい入るんじゃないかならうかというふうなことです。これをあくまでも検討でございますから、その話として、今後、たたき台にさせていただきたいという思いで言っております。

それと、先ほど申し上げました西の浜、県の港湾の岸壁ですが、ここも当然そうなります。

それから、西日本銀行の跡の駐車場は、あそこの免税店が占用しておりますね。そこを3年間の間、市との協議の中でうまい話ができないかという歩み寄りも話されてはどうかと思います。

それと、これはむちゃくちゃな話かもしれませんが、櫓門の通過した右側の元プール跡について、一時的な乗降の場所として空白があるが、このことの検討もしていただけんだろうかということで、私のその申し上げる場所は、市内を回った場合、そういうふうなことが検討をされてもいいんじゃないかならうかというふうな思いで、きょうの質問に立っております。

これをしきることでなくて、検討をしていただくということで、市長、何といたしますか、悪評をまた元に戻さんにやいかんことも含めまして、ひとつやわらかい対応をしてほしいと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、私たちが今のふれあい処の前のこの路線バスの駐車場といいますか、停車場、ここをうまく利用することができないだろうかということで検討をいたしました。まず1日のその発着本数が87本程度あるということで、路線バスのほうとの重複の関係が、ちょっと難しいといったようなことであります。

そしてまた2番目に、そのティアラの前、これは、要は今度は北部に行くほうのときの乗り場という形になるかと思えますけれども、ここにつきましても、道交法のことをちょっと見られなくちゃいけないのかなと。こちらは私は聞いておりませんが、ただ派出所のほうは、少し距離が足りませんというようなことでしたので、このティアラの前のほうについては、またいろいろと調査をしてみたいというふうに思います。

それから、天道茂の駐車場、市営駐車場のほうにつきましても、ここに大型バス等が入るかどうかの調査は、必要じゃないかなというふうに思います。

それと次に、この西日本、元銀行前の、今あそこの免税店が使っているバス駐車場でございますけれども、ここにつきましても、一部市有地がございまして、その市有地のほうを免税店のほうからちょっと貸してくれということで、貸している土地を、今、免税店が駐車場として利用している状況でございます。

これにつきましても、どういうことになるのか、ちょっとわかりませんが、話ができるようであれば、話したいと思えますけれども、ただ、いろいろとこちらのほうでも、もともとあそこの利用を考えたときに、交差点があるといったところで、その交差点のすぐ横ですから、そういったバスの乗降場というのは、なかなか道路交通法からして難しいのではないかなというようなことを聞いております。

それとまたもう一点、その櫓門の内側に土地があるが、ここをどうかということでございますが、ここも私たちも、ここは何かかならんのかという話をしたところ、要は、櫓門の下にその地中梁という構造的なものがあるらしいです。それはもう壊したら櫓門自体が壊れますので、それを壊さずに通していくということになりますと、櫓門、バスが、大型バスがちょっとその高さが不足するようであります。そういうことで、内側のほうもだめなのかなといったことで整理をしているところでございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） いろいろ候補地のことを申し上げましたが、やっぱりまちづくりの方向から言えば、きのう、伊原議員が、大きな発言ですけど、例えば、その中心部に大きなスペースをつくらないと、やっていけないんじゃないかということは、私は当たっていると思うんですよ。

そういうふうなことを思いっきり対応しないから、今がありまして、どこかでそれを断ち切らなきゃいかんわけですが、それは先のことですが、今回は3年間のことだから、市長、少し無理をして話し合いがついて、箇所数を増やさないかんね。2カ所、3カ所で調べたところ、ことしの段階で90台、観光バスがおりますよ。前、60とか言っていましたけど、60台。90おり

ますよ。増えております。

それが、シーズン中は厳原に行くんですよ。がぼっとね。そこをどうするかということですから、これは、この春の前にね、話をやはり整理させにゃいかん。何台来る見込みで、どうするかということ。そこのところをできれば、その9月以降、じっくり話し合いをする場所であったんじゃないかろうかというふうに私は思いますが、観光客の信頼を取り戻すためにも、今からでも遅くないですから、一つ前向きな取り組みをして解決してほしいと、この場で切に市長にはお願いしたいと思います。

今の観光バスの乗降については、私は、質問は終わります。

次のふれあい処つしまの実績を聞きました。そうしますと、売り上げにおいては、おおむね問題ない状況でありますね、この計画で。あそこに投じた経費が、建物が4億3,000万、土地が1億4,000万、それから発掘調査に1億ぐらいかかって、6億7,000万相当の経費が投入して、当時、前市長の思いは、厳原病院が統合でなくなった分、にぎわいの場所を厳原の中心部に求める。これで一つの思いがあって、それでよかったんですけども、私は、あの一角は、もっと人が集まる場所にならんかなというですね。

ちょっとあの空間が、売り上げが、それは計画に対してですけども、大きな何と申しますか、にぎわいの場所としての形が、今、見えとらんような気がします。自分のその私的な感覚ですが、あそこの活用をもう少し大きくやってもよかったんじゃないかなというふうな気がいたしますが、これは実績を見て、その話を今からしてもどうもなりませんからあれですが、ちょっと寂しい思いがね。もう少し人が集まる場所として、施設の活用が、今のところ、いまいちかなというふうな思いがございます。

それで、この件は終わりますよ。実績については、計画どおり大体9割超えていっているということでございますから、それで終わりますが。

最後に、観光の5カ年計画について、これちょっと耳を傾けてほしいんですが、これをつくられた32年の観光客の韓国の見込みを30万人にしていますよね。この資料を見たらですね。27年度が21万、28年度が26万ですよ。そのころにつくられた計画でありながら、将来目標が32年に30万ですよ。

これは、大きな何と申しますか、プロジェクトとしては、その数字はどうでもなるのじゃなくて、よくするような方向で、国際レベル、やっぱり韓国の動向とか、そういう旅行会社の方向を把握した中でこの数字を出さないと、32年、30万ちゅう話はこれは通りませんね。これは失格ですよ。だって、この10月で30万になったんですから、29年の10月で、30万を超したんですよ。

だから、その立派なね、ここに私もこの資料を持ってあります。ソフトはここに勉強されて書

いていますよ。これは、何といたしますか、一つのプロジェクト計画をつくる上では、ちょっと大きな疑問に私は思っていますが、市長あるいは担当部長でも結構ですが、どのように思われていますか。28ページにそのことが書かれていますね。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 議員さんがおっしゃられるように、今現在も、既に30万人を超えるような状況でございますが、ただ、このように急激な伸びというのは、なかなか我々も、市民の皆さんも、及びにつかなくなったのではないかなというふうに思っているところでございますし、この対馬市の総合計画の中でも、平成32年が30万人というような形にしておりますので、恐らくここでは、総合計画との調整と申しますか、互換性、そこら辺をいろいろと勘案したときに、やはり同じ計画でいったほうが、ベストじゃなかろうかというようなことになったのではないかなというふうに、私自身思っております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、市長、こんな何ですか、外国のお客さんの動向を見るときには、国内のレベルじゃなくて、その何といたしますか、船会社、もしくは旅行会社、韓国のその動きというのを、それは現地に入って聞き取りするようなことがないと私は勉強不足だと思います。ここの中ではだめですよ。やはり外に行って、その方向を常に探知しきる感覚がないと、見誤るといいますか、そういうことが、私はその数字の書き方として不自然だなというふうなことで、この中身について、市もかかわって合同にやったんだろうと思いますけれども、そのことが非常に何といたしますか、慎重性に欠ける点がありやせんかと、こういうふうに思います。

もう1分しかありませんね。まだ時間が足らんとですが、できながいことは次にいたしまして、市長が、この残りの期間でこの計画を達成するために、みずから打ち込むような計画の実は内容を聞こう思うて質問をしたわけですが、これには具体的に載っていませんが、この地元対応として、あなたのこの4年間の中で、何をその整備されるかというふうなことを私は直接聞きたいわけですが、もちろんターミナルとか、これは過去から……。

○議長（小川 廣康君） 大浦議員に申し上げます。時間が参りましたので簡潔にまとめてください。

○議員（15番 大浦 孝司君） その過去からのことについては、別としまして、新しい発想のもとにあれば、私はそれを聞こうと思って一般質問をしたんですけれども、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 答弁を求めますか。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私、お願いして……。

○議長（小川 廣康君） いや、もう時間が参っておりますので。じゃあ簡潔にお願いします。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 議員おっしゃられるハード施設につきましては、確かにこの年次計画において、随時計画をされているところでございます。

私としましては、やはりこれまで多く来てくださっているインバウンド客、特に韓国からのお客様、そして今現在、日本国内からも多くのサイクリング客もみえられております。このような方たちをもっともっと対馬に呼び込むための施策としまして、例えば、サイクリングのロードレース、これをもう少し多くの方が集まるようにつくり上げていく。そしてまた、この対馬の中で全島を網羅したトレッキングコース、こういった施設をつくり上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議員（15番 大浦 孝司君） 以上で終わります。

○議長（小川 廣康君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 昼食休憩とします。再開は、午後1時ちょうどといたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。

12番、波田政和君。

○議員（12番 波田 政和君） 皆様、大変お疲れさまでございます。12番議員の波田政和でございます。

質問に入ります前に、先日10月26・27日の2日間にわたり、総務委員会として、大分県宇佐市への行政視察に参加させていただきました。

そこで、宇佐市における防災・危機管理体制について、大変貴重な視察をさせていただき、今回、私は、この宇佐市での行政視察で感じたことなどを踏まえ、また近年、社会的にも重要視されています防災・危機管理体制や災害時の対応と課題をテーマに、さまざまな角度から質問をさせていただきます。

しかしながら、ひとえに、防災・危機管理体制と言いましても、災害は分野が幅広く、本市のように地形的にもさまざまなケースがたくさんあると思います。

そこで、今回、私は、住民目線で感じたこと、市民の皆さんからお聞きしました身近な災害に関することを中心に質問をさせていただきます。

それともう一点、同じく行政視察で感じたことなのですが、現在、本市において博物館の建設事業を進められていると思いますが、これが後々、対馬の負の財産にならないよう知恵を絞り頑

張っていただきたい。というのも、行政視察である博物館を視察させていただきました。この博物館建設に伴い担当者から説明を受けたのですが、建物の特殊性もあり、建設にも相当建設費がかかったそうではありますが、それ以上、運営を始めたところ、他の公共施設の建物以上、莫大な維持管理費がかかるとのことでした。

そうしたことから、この担当者は、今後、この博物館の維持管理について、指定管理者制度を導入することを検討していると、このような説明を受けたところではありますが、本市においても、今後発生する維持管理費の運営経費まで慎重に検討をされ、当該博物館の建設を決定し、スタートされているとは思いますが、私が申しましたことを再度、踏まえていただき、今後の運営に当たっていただきたいと思うところでもあります。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。

今回、私は、大きなテーマとして、災害時における地域防災計画と危機管理体制及び避難所等の整備についてを御質問させていただきます。

その中で、大きく2点に分けてお尋ねをします。

まず1点目ではありますが、人口密集地における地域防災計画及び危機管理体制について、それと2点目として、避難所に指定されている各公共施設の整備や本庁災害対策本部の安全性について、関連質問を交えながら質問をさせていただきます。

まず1点目の質問ですが、人口密集地における地域防災計画及び危機管理体制について、お尋ねをします。

近年、九州地方でも多くの災害が発生している中、皆様も記憶にも新しい災害としては、ことし7月に発生しました九州北部豪雨災害があると思います。皆様も御承知とは存じますが、この豪雨災害により計37人もの尊い命が失われております。

そのほか全国各地で発生していますさまざまな災害の教訓を我が身に置きかえ、本市においてもさまざまな災害に万全を期す取り組みや対策が、住民から求められていると感じております。

本市におきましても、条例では、災害対策として、対馬市防災会議条例を初め、対馬市地域防災計画などを作成し、災害対応に関するさまざまな対応や対策が示されていることは、皆様も御存じであると思います。

この中には、防災・減災の基本として、このように書かれていますので、紹介をしておきます。

1つ目に防災の基本ではありますが、自分の命は自分で守る「自助」、2つ目に地域の安全は地域で守る「共助」、3つ目に行政が取り組む「公助」がございます。これらをバランスよく高めていくことにあり、防災力向上には、皆さん一人一人の強い防災意識が必要とされているわけがあります。

まず1点目の自助と、2つ目の共助について、本市の現状を踏まえた上で確認していきたいと

思います。

先ほど、冒頭でもお話しさせていただきましたように、九州北部豪雨で亡くなられた方々の年齢層であります。亡くなられた37人のうち、65歳以上の高齢者は、全体の4分の3、すなわち75%を示しております。このように多くの高齢者の方々が、このような災害で亡くなられた要因の一つとしては、家庭の事情や高齢に伴い、自分の命を自分で守る。自助の手立てがなく、また近隣にも手助けをしてくれる共助が存在しないといったような高齢化、過疎化の現状において、避難の遅れなどで亡くなられているようであります。

また、高齢者が増加傾向にある本市におきましても、多くの高齢者の中には、災害が発生し、避難勧告が発令されても、自分1人で避難行動ができないことなどから、どこへ助けを呼べばいいのか、どの避難所が開放され、どの避難所へ行けばいいのかわからない方々、移動手段がないなど、このように避難行動要支援者の方々が多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

このようなことから、次の3点について確認をさせていただきます。

まず1点目ですが、各地域に要配慮者への配慮計画や避難補助等など、災害に対応した話し合いや役割分担、または支援プラン作成について、各地域においてどのような方々が中心となり、組立てがなされているのか。

2つ目として、地域住民、一般の住民へは、災害の際、避難手順など、どのようにして周知されていますか。

3点目、行政の役割、またこのハザードマップを製作した本市の責任として、現時点で各地域にどのように関わっているか、後ほど、御答弁をよろしく申し上げます。

それと、これは、危機管理体制について関連した質問になります。

国が検討しております朝鮮半島有事における邦人退避計画についてであります。この件につきましては、先日、市長は、答弁の中で、報道が先行し、今のところ開示できる情報はなく、今後の国家安全保障会議の議論を経て決定されるであろうとお話がありました。

私は国が進めるこの計画案について、決定をする前に市長へお願いしたいことがあります。万一、朝鮮半島で有事が発生した場合、その規模にもよりますが、多くの韓国人の方々も、自分の身の危険を回避するために、この対馬へ避難してくることが想定されると思います。

その場合、受け入れ側の本市としては、さまざまな問題が発生すると思いますが、それと一番大事なことは、このように多くの避難者が対馬へ避難されてきた場合、対馬市民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されるのであります。

また、起こってはならないことですが、朝鮮半島有事の際、最悪の場合には、原発などの事故により、対馬市民全員を安全な場所へ避難させなければならないことも想定をされます。

このように、本市は、朝鮮半島に最も近いことから、重要な役割を果たすとともに、その反面、

日本でも最も危険な位置にあると言えるのではないのでしょうか。

万一の場合に備え、避難者を受け入れ、対応もさることながら、対馬市民全員の安全確保を前提とした交渉や対応策も積極的に進めるべきであると強く望むものであります。

それと、さきの9月議会でも、市長は、危機管理専門的に行える十分に知見を持った組織が必要と言われておりました。来年4月をめどに危機管理部門を創設されるとのことですが、私は、市長が言われますように、十分な知見を持った方が危機管理の指揮をとるべきであるとも感じております。

案件の重要性を鑑みた場合、外部・内部を問わず、市長直轄で対応できる危機管理を専門とされる人材を適用すべきであると、私は思っております。

そこで、創立まで、あと3カ月になりました。現在、この部署の創設に当たり、どの程度の規模の組織、どのような人材をお考えになってあられるのかをお聞かせください。

また、このように朝鮮半島有事の対応として、市民へ負担がかからないようにするため、市長の考えがあれば、これをつけ加えて答弁をよろしくお願いします。

次に、2点目の避難場所に指定されている各公共施設の整備や、本庁対策本部の安全性についてであります。

最も大事なことは、各避難所の安全性が担保されていることが重要ではないのでしょうか。それと同時に、災害対策室や対策本部が設置される施設そのものの安全性も同様なことが言えると思います。また、各避難所についてですが、本市のホームページも掲載されていますが、島内の避難場所一覧には、一般の避難所、一時避難場所や福祉避難所等があります。その中でも、障害者、高齢者、妊婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所で生活に支障を来す住民に対し、何らかの特別な配慮を行うことができる避難所の整備も重要な課題の一つであると思います。

本市の現状を踏まえ、各避難所の施設、各公共施設を見ましても、その多くは建設され、数十年を経過している建物や老朽化が懸念される建物が多く、災害時に耐えるだけの建物の安全性が確保されているか、疑問に思うところもあります。

そこで、市長へ基本的な認識をお伺いします。

本市においても、同様、大規模な災害が発生した場合、まず厳原の本庁舎に災害対策本部を設置することとなると思いますが、私は、その場合、危機管理の司令塔である災害対策本部の施設の安全性が保たなければならないと考えております。

現在の厳原町の本庁舎についてであります。この本庁舎も建築され、はや41年が過ぎようとしております。また、本市が作成されていますハザードマップでは、この本庁を囲むように、土石流危険渓流と急傾斜地崩壊危険箇所指定されている大変危険な区域でもあります。それと6町が合併し、現在の場所に本庁舎が置かれた経緯であります。最終的には、修正案が提出さ

れ、新市の事務所は、巖原町に置く。ただし、将来計画がされるであろう新庁舎の建設や島内の交通網の整備の進捗状態などを見て、再度、事務所の位置については、新市において検討すると。

先ほどから説明しておりますが、現在の本庁舎が置かれている状況を総合的に考えた場合、本来あるべき本庁舎、災害対策本部の役割として、市民の生命と財産を守る司令塔の役割、またそれをつかさどる職員等の安全を確保する観点からも、災害対策本部となり得る本庁舎の安全性を担保するため、老朽化を迎えた時期だからこそ、比田勝市長に課せられた使命であり、重要な課題と私は思っております。

それと同時に、我々議員としましても、この問題に対する市長の御意向次第では、議会として早期に庁舎の老朽化対策や建設に向けた特別委員会などを設置し、検討する必要があることも考えられます。

このようなことから、本庁舎の近未来への対応に向け、最優先で取り組む課題ではないかと考えますが、市長の見解をお伺いしておきます。

以上、るる多岐にわたって話をしましたが、人口密集地域における地域防災計画及び危機管理体制について、避難場所に指定されている各公共施設の整備や本庁災害対策本部の安全性について、御答弁をいただければと思っております。

なお、私の質問の趣旨とか内容に不明がありましたら、お尋ねください。私も必要に応じて再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 波田議員の御質問にお答えいたします。

質問に当たりましては、多岐にわたった質問がございましたので、初めに、通告に沿って答弁をさせていただきたいというふうに思います。

人口密集地における地域防災計画及び危機管理体制についてでございますけれども、対馬市における人口密集地域とは、巖原市街地を初めとする家屋が密集した地域や、港湾施設、漁港施設に隣接した集落等が挙げられると考えております。

市は、災害の未然防止と応急対策及び災害復旧等を計画的に推進するため、対馬市地域防災計画を策定しており、その中で、都市災害予防計画を定め、道路の拡幅、公園等の都市基盤施設の整備等を行い、災害に強いまちづくりに取り組んでいるところでございます。

本市の危機管理体制としましては、本庁総務課、中対馬・上対馬振興部地域振興課、及び各行政サービスセンターにそれぞれ1名ずつ、防災担当職員を配置しており、気象警報発表時等には、災害警戒本部を設置し、それぞれ各庁舎へ待機し、24時間体制で情報収集及び対応に当たっております。

しかし、昨今の災害発生の状況から、行政の危機管理体制が問われており、本市においても来

年の4月をめどに、危機管理担当部門を創設し、さらなる防災力の向上のための組織づくりを行っていく所存でございます。

この危機管理担当部門の規模体制は、どういうふうを考えているかということでございますけれども、まだまだちょっと具体的なところは、詰めていないのが正直なところでございますが、恐らく二、三名の体制になるのではないかなというふうに考えております。

また、防災の基本は、議員おっしゃられるように、自助、共助の考え方をもとに結成される自主防災組織であり、対馬市でも地域住民が協力、連携し、自分たちの地域は自分たちで守ることを目的に結成していただいております。

今後においても、メディア等を活用し、自主防災組織の必要性を周知するとともに、担当職員が地域マネージャーなどの協力を得て地区に入り、御理解をいただいた上で地域に組織拡大に向けた御協力をいただきたいと存じます。

大規模な災害発生時において、被害の拡大を抑えるためには、先ほど申し上げました自助、共助、加えて公共機関による公助が密に連携することが肝要だと考えております。時と場所を選ばない災害に備えて、地域と行政が一体となって災害対策に取り組んでいけるようなまちづくりを推進してまいります。

次に、避難所に指定している各公共施設の整備や本庁災害対策本部の安全性についての御質問でございますが、現在、当市では、市内289カ所の施設を避難所として指定しており、大きく分類をいたしますと、市役所の庁舎、小中学校等の公共施設及び地区の集会所等になります。

議員御質問の避難所に指定されている公共施設の整備についてであります。各地区における過去の被災状況などを考慮し、公共施設全体を見渡した上で優先順位を定めた施設整備を前向きに検討してまいり所存でございます。

また、公共施設等総合管理計画においても、耐震化、バリアフリー化等、避難所機能の改善を優先的に行うこととしております。

続きまして、現在、災害発生時において、災害対策本部が設置される市役所の巖原庁舎は、昭和49年に建設されたもので、旧建築基準法適用での建築物となります。昭和56年の法改正により、現行の建築基準法の耐震基準を満たしていない可能性もございますので、来年度に庁舎の耐震診断を行い、その結果を受けてから耐震補強等の検討を行う所存でございます。

そして、関連質問の中で、要援護者の質問がございました。避難時における避難行動要支援者及び社会的弱者の配慮でございますが、市におきましては、平成23年度に、誰もが安心して暮らすことができる福祉の里づくりを実現するため、災害時における要援護者の実態把握を行うため、65歳以上の高齢者の全数調査並びに障害者の調査を実施し、支援に必要な方の抜き取り調査を経て、各関係機関への公表について同意いただいた方について、要援護者台帳の整備を行っ

てまいりました。

平成25年度以降は、民生委員さんへの御協力をいただきながら、毎年度調査を実施し、更新を行っているところでございます。

この台帳の取扱いについてでございますけれども、消防本部、警察、地区民生委員ほか、希望される区長様につきましても、更新情報を提供しているところでございます。

続きまして、朝鮮半島有事の場合の御質問をいただきました。朝鮮半島有事の場合における邦人被害者の受け入れ対応と市民への対応対策につきましては、朝鮮半島のみならず、近隣諸国で有事の際は、対馬市国民保護計画に基づき、住民の生命、身体及び財産の保護を目的として、国及び県と協力し、事態の対応を行っていくこととなります。

この国民保護計画の対象は、国内に居住している日本人はもちろんのこと、日本に居住し、または滞在している外国人についても、保護対象となります。しかしながら、日本国外に滞在している邦人等の保護については、想定されたものとはなっておりません。そのような中、政府は、朝鮮半島有事の際、在韓邦人の退避計画策定へと踏み出したところでございます。

今後、国家安全保障会議の議論を経て決定されることとなりますが、その中で、釜山からの避難者を対馬経由で移送することが検討されていると、一部の地方紙で報道されたところであります。

それと、3点ほど、各地域において、どのような話し合いが行われているかという質問がございましたけれども、市内で16地区の自主防災組織がございまして、ここは、この防災組織の各地域の中で行われているというふうに聞いております。

次に、災害の際の周知は、どのような形かということでございますが、まずミサイルとか、その国際紛争等に際しては、国のほうからのJ—ALERTで周知されるものと思っておりますし、風水害等の災害については、防災無線で行われるものというふうに考えております。

それからまた、最後のそのときの行政の役割でございまして、先ほど、冒頭答弁をいたしましたとおり、公共施設を守りながら、またその自助、共助に加えて、公助の形で行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、波田政和君。

○議員（12番 波田 政和君） 多岐にわたって質問をしまして、一個一個丁寧に御答弁をありがとうございました。

しかしながら、先ほどからも話しておりますように、対馬市は、このハザードマップを配布しておりますよね。その私が質問をした本題は、中身についてなんです。そういったいろんな形を作成を初め、だろーという話は、皆さんも御承知のように立派なものですよ。ただ、本当にそれ

が実際に起こったときのために、実動する人たちが、地域にどういうふうに根を張っているのかということを知りたいんですよ。今の話では、そういった直接的な動きをする人も、職員が1名とか、まだ具体的には、中身を詰めていないとかいうように私には聞こえたわけですよ。

だから、そういったことを踏まえて、その文章として出た以上は、出た以上の根拠が必要じゃないですか。だから私としたら、わかりやすく、ああどこかで災害が起こったときは、どうするんだというものが明確に、本当に周知されているかということなんですよ。されているか、されていないかは、起こってみなくちゃわからないじゃなくて、例えば、そういったものを出した以上は、テストしてみるとか、そういったことも必要じゃないかなと思います。

それと、またこの問題と少しかけ外れるかもしれませんが、近日、韓国のほうで地震がありましたよね。あったんですが、対馬も震度2か、弱ぐらいのものを感じておりますよね。そういうふうなときでも、本当に危機管理ができたとするならば、もう必ず周知徹底されているはずなんですけど、ここはどういう処置をしたんですかね。ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 1点目のハザードマップの件につきましては、担当部長のほうに答えていただきます。

2点目の韓国の地震の際のその影響ということでございますけれども、今回のみでなく、昨年もちか、韓国の原発がございまして古里の近くで震度5強の地震があつて、対馬のほうにも影響があつたところでございます。

たしかこの韓国の原発、古里のところと対馬の北部は、距離にして約70キロでございます。そういう関係もございまして、すぐさま情報が入るものだというふうに私たちも考えていたところでございますが、なかなか詳しい情報が入らなかったというようなことで、私も国のほう、そしてまた県のほうに、何とかこのような際の情報がもう少しスムーズに入らないのかといったような質問もさせていただいたところでございます。

そして、そういう際に、やはり対馬としては、その古里の原発にも影響があれば、その大陸からの風の影響で放射能の心配をしておりますということを、私も常々機会があるたびにその話をさせていただきました。そのようなわけではないかもしれませんが、実は、今年度3月に、海栗島のほうにモニタリングポストが設置をされるということで、そこら辺のまず放射能の状況は、確認ができるものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 波田議員の質問にお答えいたします。

さきに作成をいたしましたハザードマップの活用についてのお話でございますが、市長の答弁

にもございましたとおり、現在、市内には16の自主防災組織がございます。それ以外についても、各地区の消防団でありますとか区長会議の折にも、ハザードマップを活用した避難訓練等を実施していただくようなお話をさせていただいておりますが、そのあたりの情報、情報伝達という部分に関して、市のほうがまだ不十分なのかなということは、反省をしている次第でございます。

そして、さらには議員の発言にもございましたとおり、机上だけでなく、実動というか、訓練の実施を推進していかないと、本来、地域防災の基礎となります自助、共助の育成にはつながらないということで、その辺は十分踏まえまして、今後とも推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、波田政和君。

○議員（12番 波田 政和君） ありがとうございます。

このハザードマップについて、先ほどからも話しますように、配布した以上は、どういうふうに活用されるかまでを検証するのが、行政の仕事じゃないかな。区長さんまでおろしておりますよ。そしたら区長さんが、どこに要支援者が住んであるかがわかってあるかどうかちゅうことです。多分、回覧形式ぐらいであつとつたら、先ほど、冒頭、話しますように、そういった本当に必要とされる方が、どこどこを頼って行けばいいのかという話には結びつかないんじゃないかなと思いますので、そこをもう一度掘り下げていただいて、先ほど話しましたように、取扱いを行ってほしいということです。

そして、今、韓国の原発の話が出ましたけれども、市長、県とか国とかじゃなくて、対馬市はどうなのかと尋ねているんですよ、私は。だからそのいろんなことを、行政ですから動くのに、県や国の許可が要るかもしれませんけれども、自主的にその防災でも、いろんなものを現在でもやっているじゃないですか。

だから、そういった70キロか80キロあるところだから、周知徹底はしなかったという解釈でいいんですか。先ほど、韓国の地震の話をしたときには。何か距離か何かで説明をしなくていいちゅうの、何か決まりか何かあるんですかね。ちょっと教えてください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、距離でそういった周知をする、しないという基準はないかというふうに思います。

私が申し上げたのが、要は、国内ではなく、国外であったからこそ、スムーズな情報が得られなかったということを言いたかったということでございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、波田政和君。

○議員（12番 波田 政和君） わかりました。国内外問わず、何かそういう災害が起こったら、対馬に危機が及ぶおそれがあるものに関したら、いち早く情報をお願いしたいなど要望しておきます。

それと、もう少しその社会的弱者の話をさせていただきたいと思います。

この避難誘導の際に、要配慮者、先ほどから言いますね。についてお伺いしたいんですけども、対馬市の防災計画の中で、生活福祉に係る災害予防計画には、避難行動要支援者名簿の作成及び更新とあります。これは、先ほどと関連しているから話しますからね。

その内容としては、「市は、対馬市防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする」と書いてあるんですよ。

また、避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送に関する記述の中には、「市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら移送先、及び移送方法等について、あらかじめ努めるものである」とも書いてあります。

そういったことを踏まえまして、まずその1点目に、福祉保健部では、この計画を出されているように私は感じておりますが、本当に避難要支援者名簿を作成されているかということが1点。

それと、災害の際、避難行動要支援者の方々を具体的にこのようにして避難誘導する計画があるのか。

3点目に、福祉避難所の設備について、要配慮者等の方々が避難生活をできるだけ機能や設備が整っているか。また機能や設備が整っているならば、その詳細について説明を求めたいんですが。先ほどから、避難所はたくさんありますけれども、美津島と巖原に大きなところがあります。しかし、約500人ぐらいのものしか収容できん。能力的にですよ。そういうふう書いてありました。

そういう中で、今、この3点を聞きましたけれども、そこら辺をちょっと計画書の中で書いてあるとおりに作成されてあるかどうかを教えてください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、地域防災計画のほうで、55ページに記載されてある要援護者の関係でございますけれども、これは福祉部のほうで編集がされておりまして、毎年度更新をされているところでございます。そしてまた、その際、この要援護者関係のその防災のマップ等はどういうふうになっているかということでございますけれども、今、地域包括ケア関係で、各地域に出かけていきまして、その地域の方々とそのような要支援者マップを作成しているところでございます。現在、椎根地域やら仁位の地域のほうで準備が進められているというふうに聞いている

ところでございます。

それから、3点目の機能やったかね——機能とかその関係でございますけれども、議員おっしゃられるように、確かにありあけ会館とか、美津島のプラザとか、そういったところしかないのでかなというふうに、こちらとしても考えているところでございます。ほかにまた公共施設等の改良を重ねながら、今後も整備をしていければなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 12番、波田政和君。

○議員（12番 波田 政和君） わかりました。この問いは、作成されていますかと聞いている。作成されているんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

それなら、この件はこれでいいと思います。しっかり活用できるようによろしく願いしておきます。

先ほど、市長に危機管理の専門部署を4月までにつくるという話を投げたわけですが、その進捗状態といいますかね、どういうふうになっているか。今、わかれば、よろしく御答弁をお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） この件につきましては、まだ検討の段階で、進捗を申し上げる状況ではございません。

○議長（小川 廣康君） 12番、波田政和君。

○議員（12番 波田 政和君） 市長は、えっ、うそでしょう。それ、9月議会でそういうふうにするということですから、もう3カ月しかないのですね、もうほとんど終わっとかんとおかしいんじゃないかなと思うんですが、まだゼロちゆうことですか。あつ、そうですか。わかりました。そしたら、次の機会にこれは話をさせていただきますね。

それと、今、本庁の話ですが、6町が合併するときのこの申合わせ事項といいますか、合併協でいろいろな話がなされた。現在まで、私は関連してこの話を無理やりしているわけじゃないんですが、いずれにしても、その建築基準法上、また調査してみたらという形になっているようにありますけれども。先ほども博物館の話もさせていただきましたけれども、そこら辺、全体を考えた計画をなされないと、歯抜けになっていくような形を考えますので、その辺も含めて何かこう考えたいなと思っております。

この本庁舎の話は、新市で、新しい市になってから再度検討するということですから、もう13年もたちましたよね。何らかの動きがないのか、あるのかだけ、ちょっと教えてください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 新市の庁舎の関係につきましては、今のところ何も進展しておりません。

○議長（小川 廣康君） 12番、波田政和君。

○議員（12番 波田 政和君） ありがとうございます。

この件も先ほどから話しますように、合併して13年がたちますので、もうそろそろ——そろそろちゃ、いずれにしても基金の積み立てとかいろんな働きかけとかをなされないと、県下でそういった案件をやった団体もありますが、やっぱり5年も7年もかかるそうです。計画してからですね。

ということは、もうそろそろ対馬市も方向性を出さんと、遅れていくんじゃないかなと。耐震構造いかんによったら、急ピッチでまた考えらすかもわかりませんが、私が言いたいのは、それを今せんで、何で何年前にしなかったのかちゅうことなんです。その検査にしてもですよ。やっぱり一番本庁舎といいますか、本部が置かれるところが一番安全じゃなくちゃいけないからですね。そういった意味を踏まえまして、この話をさせていただいております。

だから、機会を見つけて、早いうちに、今、巖原本庁舎、暫定でございますからね、この辺も含めて話を表に出していただきたいなと要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでございました。

午後1時46分散会
